

# 治癒証明書 (花園幼稚園 花園学童共通)

該当に○し、組を記入してください。 花園幼稚園 組 ・ 花園学童クラブ

氏名

下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染の恐れはないと思われますので、登園してよいことを、証明します。

令和 年 月 日から 療養開始

令和 年 月 日から 登園可

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準 ※ 以下の基準に基づき主治医が判断する。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失する。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで。
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染症胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで。
	伝染性紅斑	発疹時には感染力がないため、全身状態の良い者は登園可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定したものは登園可能。
	手足口病	全身状態の安定したものは登園可能。
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復するまで。
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病	

※生活での注意事項

( )

証明日 : 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印

※インフルエンザに関しては、医師の指導に従い、園に連絡を入れて所定の日数を療養してください。重篤化しなければ治癒証明書は必要ありません。(発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。但し、就学児には解熱した後2日を経過するまで)

※感染症治癒後(主要症状が消えた後)3~4日は観察を十分してください。